

電子契約及び契約保証等の電子化について

八千代市では、事業用定期借地権の設定契約等、法令上書面契約が義務付けられているものを除き、すべての契約を電子契約の対象としています。また、契約保証及び前払金保証等についても電子化を行っております。

電子契約等をご希望の場合は、以下をご確認ください。

1 電子契約を利用するとき

電子契約を希望する場合、案件ごとに別添の「電子契約利用申出書」を提出していただきます。電子契約を希望しない場合、提出の必要はありません。従来どおり紙の契約書の契約となります。

2 電子契約利用申出書の提出方法

- (1) 指名競争入札及び事前審査型一般競争入札の場合

落札決定後、下記のメールアドレスへ提出してください。

契約課：keiyaku@city.yachiyo.chiba.jp

- (2) 事後審査型一般競争入札の場合

落札候補者となった際に、事後審査資料と一緒に電子入札システムで提出してください。

- (3) 随意契約の場合

各事業担当部署より提出依頼のあった後、各事業担当部署へメールで提出してください。

3 契約保証及び前払金保証等の電子化について

保証契約（金融機関のものを除く）または保険契約を証する書類の提出に代えて、電子証書等閲覧サービスによる措置（保証事業会社または保険会社の定める電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を契約者が市に提供する方法）を講じた場合、当該書類を提出したものとみなします。

なお、従来どおり紙の保証証書等で提出することも可能です。

※国の直轄工事等における電子メールによる措置（契約者が、PDF形式で電子発行された保険証券等を電子メールにより相手方へ送付する方法）の暫定措置の終了を踏まえ、本市においても令和8年5月1日以降は電子メールによる措置は廃止となりますのでご注意ください。

八千代市 財務部 契約課

電話 047-421-6721（直通）

メールアドレス keiyaku@city.yachiyo.chiba.jp